

## 審議会に係る情報や資料の取扱いについて

委員（特別委員を含む。以下同じ。）は非常勤の国家公務員であり<sup>※1</sup>、国家公務員法第100条<sup>※2</sup>の規定により職務上知ることのできた秘密を漏らすことは禁止されています。これは委員である時のみならず、退任後も同様となります。

自動車損害賠償責任保険審議会に係る情報や資料の中には、例えば自動車損害賠償責任保険の保険料改定に関する事項といった極めて慎重な取扱いを求められるものがあります。

したがって、審議会に係る情報や資料の管理については、

- ・資料等の内容を口外したり、複製しない。また、著作物により公にしない
- ・資料等の保管に当たっては、他人の目に触れない場所に保管する
- ・資料等の保管の責任は委員自身に帰属し、共有する場合は、金融庁にリストを提出の上、事前に相談する

といったことに御留意ください。

※1 自動車損害賠償責任保険審議会令（平成十二年政令第二百六十四号）

（委員の任期等）

第三条（略）

2・3（略）

4 委員及び特別委員は、非常勤とする。

※2 国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）

（秘密を守る義務）

第百条 職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後といえども同様とする。

②～⑤（略）